

団地第 一 号
令和 年 月 日

様

板倉ニュータウングリーンブロック太陽光発電設備導入支援事業費補助金
交付変更等承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった板倉ニュータウングリーンブロック太陽光発電設備導入支援事業費補助金交付変更等申請について、板倉ニュータウングリーンブロック太陽光発電設備導入支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第9条第2項の規定により、下記のとおり決定します。

令和 年 月 日

群馬県企業管理者 ○○ ○○

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 補助にあたっての注意事項
 - (1) 補助金支出の対象となる太陽光発電設備の内容は、令和 年 月 日付で申請のあったとおりとします。
 - (2) 補助金の額は、要綱第12条の規定に基づき、上記決定額の範囲内で確定します。
 - (3) 太陽光発電設備設置工事が完了したときは、速やかに実績報告書（別記様式第7号）にて報告してください。
 - (4) 前項の報告書を審査した後、補助金額の確定（別記様式第8号）を行います。
 - (5) 補助金額確定通知書を受けた後、補助金請求書（別記様式第9号）を提出してください。
 - (6) 上記に記載したもののほか、群馬県企業局財務規程に従うものとします。
 - (7) 要綱第14条に基づき、補助金額の一部又は全部を取り消す場合がありますのでご注意ください。